

その他
①

RB'-0576

0006

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

57

爆撃して居ります。民家にも侵入し、
 私に謝りに行つたのをすげ水ども、
 人の居るわどくを覚えて居りませぬ。民家に
 近づいたのは一層位だと思ひます。後とは道
 路の真中へ入り、銃撃はあつたに居り
 ました。縣隊長の宿舎もやられて居ります。
 それ等は皆借上りて居りますから、返す時

外務省

56

でありました。ドラム缶が千何本もやられてしまし
 た。市中の爆撃はたゞ民家が壊れたのみならず、
 海防は問題に成つて思ひます。対の所には
 河内です。その外には日軍の飛行機
 がロケットを爆撃したとあります。十七年
 の十月頃です。私がフリーピンから帰つて
 直つてから、ロケットの反対側の兵器を

外務省



54

は明子佐政以傍です。初めの海外
 部長は沖繩で戦死して、川村さんが海外
 部長に当り、前に田原という人がいたの
 であつた。次が神谷富三。之は畑喜いで
 すね、今井という通訳が居て、大塚の場
 合師団の方で頼んどいた。アラスカ語で
 す。断片的であつたかも知れぬけれども

外務省

55

空海伝のことには覚えて居るかも知れま
 せぬ。一、日軍が駐屯の爲に受けた損害
 之は爆撃を受けましたから、そんなことが大抵
 そういふことわり申しますと、大塚は居
 ります。橋梁が爆撃された。渡船は有りま
 せん。七年の八月かと思つて、海防が爆撃
 されて、その時は港がやぶれました。そこに續ん

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0576



一の北野を問ふに死七
 の存に……
 小山 氏 別殿さういふことがあつたこ
 とを聞いて居ります。字の有つて居り
 米は此部には大伴二、三ヶ月、米の食
 込はしとして、小豆を入り色々あること
 をしてやつて居ります。汽帆船で一を懸

外務省

命になつて居ることも、
 その時は各部隊の仕方が悪いから夕
 オカや色々あるものを作つて居ります。一
 部では左衛門^部が義勇隊といつて作つ
 て居ります。現地では作つて居ります
 ぬ、兵補も使つて居ります。常務局長
 けいす、兵補みないものを作ります。

外務省



54

同月令りませぬ、初めはたわつたのさす
 か、十八年の終りか十九年になつてから
 か、日中関係専用線の貨車一輛か二輛付け
 て居ります、二月になつて全中一ヶ所を
 けり、その時は少く終つたか、明日
 海通式といつた時に又やうな、その小からは
 かつと別な所出ていふのであります。

外務省

50

同月令りませぬ、初めはたわつたのさす
 か、十八年の終りか十九年になつてから
 か、日中関係専用線の貨車一輛か二輛付け
 て居ります、二月になつて全中一ヶ所を
 けり、その時は少く終つたか、明日
 海通式といつた時に又やうな、その小からは
 かつと別な所出ていふのであります。

外務省

RB'-0576



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

68

答へ方、フラスコ側の頼む前々日その商社
 に当りまして、商社関係で知つて居る所を
 當つて居る、分務者の死んだのは良しき
 マリヤやむけと思ひます、キニ、初が口より
 て、十何に補給が出来て居りませぬ、向題は
 有れば、存じと思ひます、私にマリアに
 リカしたか、オハの二の辺でありませぬ、そこは

外務省

69

自動車でも流石でも行けませぬ。
 向 鉄道を外して外に僕が右といふことは
 存じのて方か。
 小山氏 それはいさゝか、鉄道は直
 ぐ曲の所が雲南鉄道を支那側を外して
 居りませぬ、北行場の建築は日印字の指
 導するに指導さすせりして、今使うより
 宜ん

外務省

RB'-0576



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

67

借上甲五と言ひます、金はあしてやつて居る
たらしむすこと、石のあきなローラを大分
す、極く偉いと思ひます、で、行場建設地
小山氏 直接供つて居る所もあると思ひま
向 師団として勤務なん供うのですわ。
います。
も行つて居りまして、六千人行つたと思

外務省

66

はつきり覚えて居りませぬが、その以外の者
にたりまして、その師団がやつて居りまして、今
ますその時の師隊長は、一七といふ人で、少将
隊といふのがあつて、確に光つたと思ひ
令部がありました、もう一つ山の方面に道路橋
一万二千位です。仙命の処理の時は師団で、
壊れた、先部隊といふのは師団で、

外務省

RB'-0576



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

65

には切斷されて、B.25の空爆で、一枚位
 やつて来たのは上空で爆弾を落とす。総いには
 野砲を持つて来たが、大砲橋も直した。けり
 ども、直し切れなく、アラスカも必要が
 あり、このうちでもなければ、高射機銃を
 配置して橋梁の撓落を大分抑えて、二、三機
 落しおしたか、落すと又アラスカを、可なり

外務省

66

ち作らうと来た時佐藤が、
 かつて来た部隊が斯んな調子だといふので、
 倉庫の多くを被服をまして補給した。調子
 余り作戦の好い^ゆ好む^ゆた、支那のあ
 り、このうちで我軍ばかりやつて来た、(二)
 行つてもけりか付てりた。初めは
 新ニノ新に居る。とすけりた。終

外務省

この橋梁は行い。

RB'-0576

0014

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

92

いかと思ひます、在留邦人は軍と一緒に山
 に逃げ、軍として保護するわう、厚と一緒
 に逃げ、いづれかある、中国に在るは軍
 は自由の道のこと、精一掃である、在留邦人
 の年を何と処理しなればいけなうといふ
 ことであらう、戦局の善化に伴うてその旨
 は立消えなう、在留邦人はあつた、向う

外務省

93

によえ、損害は余りないと思つて居ります、
 作戦直前に支那から二箇師団余り入
 つて居ります、海防、フニン地まで
 は何れ起つて居るかも知れぬが、海防手は物
 を取つたりする、さういふのが、兵団に居り
 ました、相当悪いこととして、可なり日本軍の
 信頼を失墜したといふ情報がありました、

外務省

RB'-0576



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

61

下つた所へ送らうという計画があつた
 ところでおひきかす、明号作戦の初期からで
 すか、あつた作戦を予了時、^{米軍が}海南島へ行き、
 はしなわといふことで、やつて来るのは固
 りから、あつたころ向と自由に交通出来る
 ところといふのでやつたらしい、あつたころ
 だつたといふ上陸運用を主に考へたのをな

外務省

60

りあした、或は後とてやつて居るのを命り
 ませぬ、世部の陣地構築は明号作戦以
 後のやつたところ、自衛の爲です、世部
 での海岸に陣地を造らうといふ、しう少し後と
 へ下つた所へ送らうといふことで議論があつ
 て、右所の案として河内西方のホワビンの
 ところを中心として、東の方では、^{二ヶ所}ニギハヤヒ(二ヶ所)
 外務省

外務省

RB'-0576



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

39

の陣地にびやたら向懸にありませぬ。
 向 中部イニト支那は、アムリノ上陸に
 備えてた海海岸線と推測したとか。
 小山の 計画の中はありませぬ。
 河内計画がありまして、それわりが
 屋防衛とすうのたと言つて、重要なる所
 では家の二階と下とぶろ揃いて計画があ

外務省

38

か。
 小山の ござらませぬとありませぬ、山の
 荒地のところが所なけとあります、牙二套は
 フーメンローのあのSPにさうさう定てあつ
 たのが、之は殆ど年は着けてたのい答にあり
 ます、(國境にくつ付て居る所は、コニクリ
 には備つて居りませぬけれども、フリスル字

外務省

RB'-0576



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

37

ましたるを、それから先は、好い相減はやつ
 て居つたか、命りませぬ、陣地の構築等は、
 7.3.28は共同作戦をやつたといふので、重
 要な所を命りませぬ、7.28も、その所をやつ
 て居りませぬ。
 向、その中は全然空地になつて居るの、使
 つて居つた畑を、壊したといふことは、ありませぬ

外務省

36

小山女、直接にはあつたの、守りやつて居
 りませぬが、昭和通商を利用して居る、
 2.7、場合に依つて相場のものを、使つて居る
 左といふことも、言えませぬけれども、向うは何
 と申しませぬか、命りませぬけれども、倉庫の
 中に、7.28居つた綿布類なども、初めは大
 約ありませぬけれども、終りににはなくなつたり

外務省

RB'-0576



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

35

1) ものを買付けたいと云うので、直接、
 2) 側には何も言ひません、あつたは、
 和通 高のやうに居る新と思つてお
 水銀、アインマンの鉱山があつて、
 やつて居る言ひがあります。
 向 錫とわらうと、強制買上げした
 ようなことをおぼろげにせぬわ。

外務省

34

から銅と採り、大方競り合つて居る
 ところ、(国境の支那から買付け、
 すが、買付ける為には、向うから支那
 へ入つて、その中をアインマン側へ
 引寄せ、いけなると
 向うから買付け、入つて来るから、
 止め止む
 へ、それと云つて居ります、
 銅、水銀、
 外務省

外務省

RB'-0576



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

の三月九日の事件は、そのことすわ。

小山氏 そのことすわ。

肉 是こゝ病氣を療養に往つて居るは 却人の

向うの独立派の連中に加ふるべき事件

あつた。それ以後三月九日のことすわ。

小山氏 それは私の居り居る時分には

聞かされておりました。その次に足尾川の水質汚染の事

外務省

産業轉換といふことは、その

思ひます。今、聞かされて居ります。けつ

大伴昭知通 高の名前を出して居ります。

初めは、中野吉といふのが居りました。その

後で、諸といふのがおまゝした。軍は昭知通

と、大伴昭知通といふのが居ります。向う

も利用して居る。そのことすわ。環境をその

外務省

30

動車あたりは使つて居るわけがあると思ひ
 ます。それ以前のことばかりおせぬ
 向 所謂独立派は日本側が多うな爲に
 世部にも不満がある……
 小山氏 三月九日事件前わう、さういふ
 けりう的な動きがあつたと傳はつて居りま
 すけれども、實際には日軍、日本人とい

外務省

31

う者が対象となつた、河内の上の方に
 いるが、(河内北下村)
 リキのチ タイガと 其のIDが結果次第で元わら居
 りました、焼打というところを表面とすること
 及びお世ぬじした、なるものゝ一部を後
 とわら利用し掛けたりが、日本人の中に居る
 のです。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0576

0021

29

軍部は、このあたりといふのを、文句を申す。わしも
 知れませぬ、その補修は工兵隊がやつて
 居ります、非常にも早くやつた。現地は、
 表の川を居ります、初めの中は補修の間に
 合つたのです、終つたのは、向に合はなくなつた
 地方に直したのは何と、然らば、受え居ります
 ね、日本軍の徴発は、作戦の起つてから、自

外務省

28

に軍隊がやつて居る、何も無い所へ、繩を
 張つて居りますけれども、問題は、出て来な
 いと思つて居ます、陣地を造つて居ることは、
 了るものが知つて居つて、造る前に話がついて
 居る。答にありません、十九年の春頃から、ア
 ナリカの爆撃が、極々、たつとありまして、鉄
 道沿線の橋梁を破壊されおした、日本

外務省

RB'-0576

0022

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

26

て、そこに居りし、その外に作戦前に
 飛行場の拡張とちやうど居りし、河
 内の東側、（ウエニ(高野山)の所) 3オカイに行く途中、ドニヤオ
 と、（ウエニ(高野山)の所) 所は着陸場を造つて居りし、
 そ、（ウエニ(高野山)の所) うのは皆現地人を傳つて居り、
 は、（ウエニ(高野山)の所) 7、（ウエニ(高野山)の所) 側を通過して居りし、
 現地人に、（ウエニ(高野山)の所) 目を打つて居りし、
 外務省

27

い、（ウエニ(高野山)の所) のは非常なマウリヤの、
 死に居り、（ウエニ(高野山)の所) 何人位か買えて居りし、
 向、（ウエニ(高野山)の所) 飛行場拡張の時、
 と、（ウエニ(高野山)の所) 7、（ウエニ(高野山)の所) 居りし、
 小山氏、（ウエニ(高野山)の所) その外、
 思、（ウエニ(高野山)の所) い、（ウエニ(高野山)の所) ち、
 現地人に、（ウエニ(高野山)の所) 王、
 外務省

25

向 右伝一月百五十月位のものか。い。
 小山氏 もつとゆふいのも、あふいのもんが
 いますわう、後とわう借りたのは三百円
 以上のものもありました、平均して全部屋
 敷所を借りて三、四軒を借りたと思いま
 す、師団司令部などは初めから居るのど
 向うの高島陣列館みたいな所を借りた

外務省

24

隊舎は、大きな普通の建物を借りて
 兵舎にしてしまつた、^{大なる}そこを
 借りて、借上げその中に入つていたのも
 ありました、その外の所は比較的あま
 部隊は向うの兵舎を借りて居る、部隊
 の方は借校舎宿舎は兵舎外にさうい
 うところの二、三軒ある位です。

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0576

0024

23

申しよしとも、河内の直ぐ側に居つた部
小山女 可なりありおしよ、兵管と
世男つて居つたといふのは何軒位でうわ。
向 陣の兵管以外にさういふ位居る
とらわ、どこに居りあすわ命りませぬわ、こゝ。
ぬ 経理部長はさう言つたことは命りませ
損料などは入つていないかどらわ命りませ

外務省

22

まじろ抜いたとわ、一部の改定といふとら
まじろはあめつたといふわ。
小山女 松の知つて居る範囲内には無い
て居りませぬ、契約は存じませぬわ、松の
の居りおしよのは百五十円位で、参謀は
あり居りおしよ、十九年頃になつたとわ、
直ぐたつて参りおしよければ、お目玉の

外務省

RB'-0576



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

うの村に大詰りなつて居るのひやわ、
(同前詰り七〇并)
 ソコに居るはその日の夜に向うの松岡長に
 手を挙げつして居るひやわに、
 我れ終りましてわろ、アメリカの空軍爆
 撃を先慮しちして、司令部などには勿散
 して、安南人の家と借りを居る、或は借
 上げとわろと居る行く行つてひやわのひやわ

外務省

のわと思つて居るひやわ、言はついで退
 て居る、
 乃つて居るひやわ、後の始末はど
 うなつて居るわ、命りませぬ、その以
 前の司令
 部とわ我々の宿舎などには、
 ます、之は同遠いならと思つた。
 向例えは正当な償銀を払つても、
 その名義を利用するのには都合が悪くて、
 屏

外務省

RB'-0576

0026

18

は我軍はたりのかすわ。

小山兵 或所はやつて居ります 月標
はしたやんですわ 一箇解隊を充てて、外の
ものは極く僅のものにたつて居る、その
うものは奇形を以て、直ぐに向うは降服
して居るのをす、一部はやつて居ります
けれども、向うは要面門口銃砲の打合

外務省

19

といふことはたぬえなようです。

山 二三
小山兵 あらううと思ひます、二三
師団は初めから居りおしたのを、割合に
と行くて居ります、並文からこの
まああらう兵隊は帽子はなし、草鞋を
履いて来た、フラスコ人はびつくりした、そ

外務省

RB'-0576

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan



16

方より行つて居りまうけられども、長引い
 て居りまうたを、後とは命りませぬ、シタア
 ルの攻撃も相当頑強で、向うの情報部の
 何とかいの中依で、非常に軍司令官の
 信任の厚い人になり、そのくわ軍司令官に
 降参を勧告して、司令官は許可して降
 参した、丁度シタア、その兵營が陥落して

外務省

17

土人の部隊の兵營が直ぐ降参にありま
 した、その攻撃の途中に降参しました
 さん、おちろちろとて、信託に依り、損害は私
 共の方か、負まうたところ、たしたの所、た
 思つて居りまうた。

向、その時の攻撃といふのは、中止にな
 った、シタア、おちろちろ、各地方の駐屯部隊

外務省

RB'-0576

0028

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

15

けな所おどろきりし事、或は翌日になつたわも
 命りさせぬ、作致そのものはそんな具合で割
 合に上りあしは宜わつたのとすね、後と掃掃
 するのには、散らばつてしまつて、たのたわはか
 つかあつた、河内周辺では比較的あつた
 ものは、西並の方へ逃がた、それと一箇所
 残りのものを、経 勢として、三 ヶ 川 の
 (河内北西の三ヶ川)

外務省

14

向、降服は願ふたといふことを聞いて居
 りますか、我 國 軍 行 為 は
 中山氏、受えて居りませぬ、我 國 軍 行 為
 加藤くたうと、羽生にたつた所があつたかも知
 りませぬ、兵力ははつきりませぬ、向うの兵
 力の戦力の正確を 判 別 し て、即ち決まら
 ざるの故、さういふのは終つてわらう年を蓋

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0576

0029

13

野のうらなものはひさびさのちせぬから、死んで
 はない筈であります、これ位は具作的な
 数字は申し上げられませぬ。
 向、工存は。
 小中氏、あれは元二十一師団步兵団長
 とやつて居ります、あのCDも損害をいふ
 にはうらなをいふにやつた筈であります。

外務省

12

リオウ、ビンとわその沿線に兵と配置さ
 れて居る部隊では、向うは少るい部隊を何
 も抵抗はございませぬのを、直ぐに武装解
 除が出来て居ります、向うは起つたうらな
 所は向うに居りませぬのを、たしは損害はな
 めつたと思ひます、人的の損害は日軍後方
 にとり分けりませぬが、普通の所に行はれず致

外務省

RB'-0576

0030

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

11

境を越えてその那の方に入つたようである
 多す、軍の参謀長が頭で行つたのである
 もあり、それわう西並に行つて、
 行かないものは向うを燒いて退却したの
 で日軍が大部分の侵入を居りました、持つて
 来たものもあり、新しい自動車などは後と
 もどかあります、

外務省

10

河内のはソノリイハここに砲兵とか
 機械科部隊と言ひます、自動車部隊が
 居りまして、そこでもちうと戦隊は
 居りまして、之も兵舎あり、別隊は
 砲兵隊と居りませぬ、そこにある自動
 車とか、輕装砲車などは向うを燒いてしま

外務省

RB'-0576



外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

9

どの程度と評価は出来ませぬが、後とは
 水道、電気、病院、そのほかものは
 ありらうに思われしもの、損害は掛つて
 りないと思ひありませぬ、^{其後}西貢まで残つて居り
 ます、その日の晩から電気が無いて居り
 病院も、衛生、食糧といつものは、こつと
 加利用する存じやりました、大分やつたの
 で、^{パストール}この貯蔵品はなかつたといふと、
 向題はなすれども、知れませぬ、^{パストールの研}
 究物は、^{細菌}細菌でも保たれたら、^大大
 りつと、^ええ、押え、^{河内}河内の中は、^{シタ}シ
 ンで、その外に、^我我、^厨厨といつ程のこと
 りませぬけれども、^{軍司令部}軍司令部、^解解、^団団、^長長の
 官邸、^そそ、^うう、^所所、^はは、^喜喜、^勢勢、^とと、^しし、^大大

外務省

8

どの程度と評価は出来ませぬが、後とは
 水道、電気、病院、そのほかものは
 ありらうに思われしもの、損害は掛つて
 りないと思ひありませぬ、^{其後}西貢まで残つて居り
 ます、その日の晩から電気が無いて居り
 病院も、衛生、食糧といつものは、こつと
 加利用する存じやりました、大分やつたの

外務省

RB'-0576



7

居ります、倉過さから防^海あなうでやそ
 居ります、フラスム側わうは心^心動^動あつ
 たろうと思ひます、我^我國^國の目標は向うの
 兵^兵營^營、軍隊^隊台^台けん、外^外は損^損害^害は流^流山^山丸
 とく以外にはない筈である、シタ^{シタ}ア^アの攻
 撃^撃を相^相當^當の破^破壊^壊さ小^小きしなけれども、使
 いものにならうとい程の破^破壊^壊はさ^さりませぬ、

外務省

6

是^是次^次攻^攻撃^撃を止めざるべし、^未未^未がア
 右^右、^野野^野田^田長^長はさ^さりや一時^一中^中止^止しとらうといふ
 のを中止した、^暫暫^暫くすると今^今度^度右^右に攻^攻撃^撃
 を開始^始することになりまし、その為^為にシタ
 アルの攻^攻撃^撃は非常^常に混^混雑^雑して、身^身筋^筋がと
 まらなくあつたのか、^シシ^シと向^向の兵^兵を配^配置^置して
 されわう始めたのであります、^若若^若我^我をして

外務省

RB'-0576

0033

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

6
 所が知つて居りませぬ、それにて付ては出て
 東の方面に居りませぬが、直接に損害とよまよ
 うなことはなかつたと思ひます、仏印の処
 理と我々の情勢とありませぬ、私共の居
 りましたのは、^は河内周辺と南の方で、世
 東の方は詳しいことは分りませぬ、南の方
 もよく分りませぬ、この辺には混成格闘が

外務省

6
 二つはありありとして、この辺に二丁師団が
 居りませぬ、色々話を聞いて居りませぬ、小
 とも、二丁師団に付て申しませぬ、日が暮
 れてから、アラスカ側が拒否したといふ、^{この}無
 線機のつたといふ部隊が二つある、それ
 で直ぐ行動を起して攻撃を始めて、その時
 に向うの陣の参謀長から電話が来て、

外務省

2

けてしまふが、この中で日軍初のうらけ向
 うの兵隊を借りて、後日向うで、経緯はよく
 覚えて居りませぬが、半分はと申し合ふとい
 う事なことで、向うの確数は三百から二百
 万安して貰つて、三箇隊隊行つた、場所
 は河内西方で(図示)この辺に一箇隊隊と
 ニエンの所に一箇隊隊と、それから作戦の

外務省

3

から国境に部隊を配置した外に、駐屯
 直後から国境に情報班を設け、左那側
 の情報を取つて居りました、それは各国境
 の所に居りましたけれども、部隊という名
 前はなく、例の昭通の支店というところ
 には、^(台所) ~~支店~~ として居ります、別軍関係として同
 題を起つて居りませぬが、向うにはフツツ

外務省

RB'-0576

0035

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

在
元印三才邦人の記録

昭和二十七年二月六日

小山通彦氏

(カンケイ新聞社)

外務省

小山通彦氏

主として仏印処理の時にはあると思いま
すれ、その以前には仏印と賠償問題は起つて
いふらと思ふのを、或はその前のことで
名を持たさるゝか、今うぬと思ひますか、部
隊の駐屯して居りしは、大佐之に書

外務省

RB'-0576

0036

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ECHANGE DE LETTRE ENTRE M. PHAM VAN DONG
CHEF DE LA DELEGATION DU GOUVERNEMENT
DE LA REPUBLIQUE DEMOCRATIQUE DU VIETNAM
ET M. PIERRE MENDES-FRANCE
CHEF DE LA DELEGATION DU GOUVERNEMENT
DE LA REPUBLIQUE FRANCAISE
SUR LES RELATIONS ECONOMIQUES ET CULTURELLES

1. -- LETTRE DE M. PHAM VAN DONG

Genève, le 21 juillet 1954

M. Pham Van Dong, vice-premier ministre des Affaires étrangères par intérim du gouvernement de la République démocratique Vietnam, chef de la délégation du gouvernement de la République démocratique du Vietnam à la Conférence de Genève, à M. Pierre Mendès-France, président du Conseil et Ministre des Affaires étrangères du gouvernement de la République française, chef de la délégation du gouvernement de la République française à la Conférence de Genève.

Monsieur le Président,

En me basant sur la déclaration et les propositions que j'ai faites au nom de mon gouvernement à la séance plénière du 10 mai 1954, j'ai l'honneur de vous confirmer que dans ses relations économiques et culturelles avec la France, le gouvernement de la République démocratique du Vietnam observera les principes suivants:

Les personnes qui sortiront d'une zone de regroupement ne rencontreront de la part des autorités responsables de cette zone aucun obstacle de droit ou de fait à leur départ.

Dans les régions évacuées par les forces de l'une ou l'autre partie, en conséquence de l'accord sur la cessation des hostilités, les installations nécessaires au fonctionnement des services publics industriels seront maintenues.

La propriété des biens et des entreprises sera sauvegardée et respectée.

Les entreprises commerciales et industrielles situées dans chacune des zones prévues pour le regroupement des forces de

l'une

- 2 -

l'une ou de l'autre partie pourront, si elles le désirent, poursuivre sans entraves leur activité; à cet égard, celles-ci pourront choisir librement leurs collaborateurs, acquérir et utiliser sans entraves les biens meubles et immeubles qui sont nécessaires à leurs activités et ne devront faire l'objet d'aucune mesure discriminatoire en matière législative, administrative, fiscale et juridictionnelle.

En cas de réquisition, d'expropriation et de retrait de concession, les intérêts légitimes des ressortissants français seront pris en considération.

Le gouvernement de la République démocratique du Vietnam affirme également qu'il prendra toutes les mesures nécessaires pour que les établissements culturels français puissent continuer à fonctionner et qu'il est prêt à s'entendre avec le gouvernement de la République française sur les problèmes particuliers qui pourraient se poser à cet égard.

Veillez agréer, Monsieur le Président, l'expression de ma haute considération.

2. -- LETTRE DE M. P. MENDES-FRANCE

Genève, le 21 juillet 1954

Monsieur le Président,

J'ai l'honneur d'accuser réception de votre lettre du 21 juillet 1954 ainsi conçue.

"Monsieur le Président,

"En me basant sur la déclaration et les propositions que j'ai faites au nom de mon gouvernement à la séance plénière du 10 mai 1954, j'ai l'honneur de vous confirmer que dans ses relations économiques et culturelles avec la France, le gouvernement de la République démocratique du Vietnam observera les principes suivants.

"Les personnes qui sortiront d'une zone de regroupement ne rencontreront, de la part des autorités responsables de cette zone, aucun obstacle de droit ou de fait à leur départ.

"Dans

RB'-0576

0037

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

"Dans les régions évacuées par les forces de l'une ou l'autre partie, en conséquence de l'accord sur la cessation des hostilités, les installations nécessaires au fonctionnement des services publics industriels seront maintenues.

"La propriété des biens et des entreprises sera sauvegardée et respectée.

"Les entreprises commerciales et industrielles situées dans chacune des zones prévues pour le regroupement des forces de l'une ou l'autre partie pourront, si elles le désirent, poursuivre sans entraves leur activité; à cet égard, celles-ci pourront choisir librement leurs collaborateurs, acquérir et utiliser sans entraves les biens meubles et immeubles qui sont nécessaires à leurs activités et ne devront faire l'objet d'aucune mesure discriminatoire en matière législative, administrative, fiscale et juridictionnelle.

"En cas de réquisition, d'expropriation et de retrait de concession, les intérêts légitimes des ressortissants français seront pris en considération.

"Le gouvernement de la République démocratique du Vietnam affirme également qu'il prendra toutes les mesures nécessaires pour que les établissements culturels français puissent continuer à fonctionner et qu'il est prêt à s'entendre avec le gouvernement de la République française sur les problèmes particuliers qui pourraient se poser à cet égard."

J'ai l'honneur de prendre acte des termes de votre lettre qui me donne l'occasion de vous rappeler que tous les Vietnamiens résidant en France bénéficiaient déjà de garanties analogues.

Veillez agréer, Monsieur le Président, les assurances de ma haute considération.

RB'-0576

0038

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Collection des Traités, 1954—XXXII, N° 24 (N° 1168)

INTERIM AGREEMENT ON REPARATIONS
CONCERNING SALVAGE OF SUNKEN
VESSELS BETWEEN JAPAN AND
THE REPUBLIC OF THE
PHILIPPINES

Signed at Manila, March 12, 1953
Entered into force, October 29, 1953

Juin 1954

Ministère des Affaires Étrangères

外務省

RB'-0576

0040

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

INTERIM AGREEMENT ON REPARATIONS CONCERNING
SALVAGE OF SUNKEN VESSELS BETWEEN JAPAN
AND THE REPUBLIC OF THE PHILIPPINES

WHEREAS the Government of Japan is ready to make available to the Government of the Philippines the services of the Japanese people in the salvaging of the sunken vessels located in the mine-cleared areas of the Philippine territorial waters, with a view to assisting to compensate the cost of repairing the damage done by Japan during the war;

THEREFORE, the Government of Japan and the Government of the Philippines, in order to define conditions for providing the said services, have agreed as follows:

Article 1. The Japanese Government shall, in accordance with the provisions of the present Agreement, provide the Philippine Government with the services of Japanese people including the necessary operating equipment and supplies for salvaging sunken vessels located in the Philippine territorial waters.

Article 2. The Philippine Government shall cooperate with the Japanese Government to the extent permitted by Philippine laws in providing such facilities as are readily available locally in performing salvage operations and in procuring ordinary minor operational supplies that may be acquired locally.

The Philippine Government shall take adequate measures for the protection of the life and property of the Japanese nationals engaged in the salvaging operation. However, these responsibilities shall not include risks arising from normal operational hazards.

Article 3. Details for the execution of the present Agreement shall be agreed upon through consultation between the two Governments.

Article 4. The present Agreement will be approved by each Government in accordance with its constitutional procedures, and the present Agreement shall enter into force upon an exchange of diplomatic notes indicating such approval.

The present Agreement shall become an integral part of final arrangements on reparations which will be concluded between the Japanese

(1)

RB'-0576

0041

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Government and the Philippine Government.

IN WITNESS WHEREOF the representatives of the two Governments,
duly authorized for the purpose, have signed this Agreement.

DONE at Manila, in duplicate in the Japanese and English languages,
both being equally authentic, this twelfth day of March, one thousand nine
hundred and fifty three.

FOR JAPAN :
Toru Nakagawa

FOR the REPUBLIC of the PHILIPPINES :
Felino Neri

(2)

RB'-0576

0042

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

◎外務省告示第百十六号

昭和二十八年三月十二日にマニラで署名された日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定の承認を通知する外交上の公文交換は、昭和二十八年十月二十九日にマニラで行われた。よつて、同協定は、その第四条の規定に従い、同日に効力を生じた。

昭和二十八年十月二十九日

外務大臣 岡崎勝男

置を執るものとする。但し、この責任は、作業上の通常の危険から生ずる危険に関する責任を含まないものとする。

第三条

この協定の実施のための細目は、両政府間の協議によつて合意されるものとする。

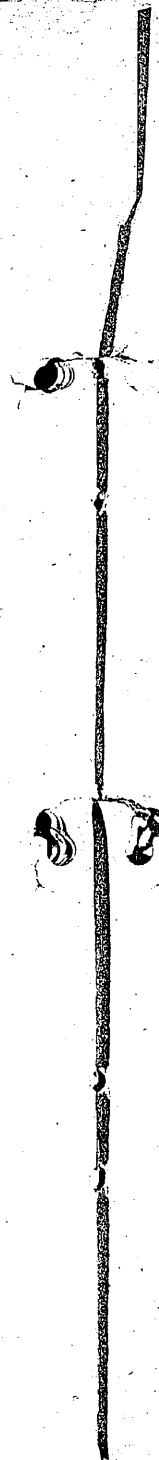
第四条

この協定は、各政府によつて、それぞれの憲法上の手続に従つて承認されるものとする。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換されたときに効力を生ずる。

この協定は、日本国政府とフィリピン政府との間に締結される最終賠償取極の不可分の一部となるものとする。

以上の証拠として、両政府の代表者は、このために正当な委任を受け、この協定に署名した。

千九百五十三年三月十二日にマニラで、ひとしく正文である日本語及び英語で本書二通を作成した。



日本国のために

中川融

フィリピン共和国のために

フェリノ・ネリ

外務大臣 岡崎勝男

内閣総理大臣 吉田茂

日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定

日本国政府は、日本国が戦争中に与えた損害の修復費用を補償することに資するため、フィリピン領海の掃海完了地区にある沈没船舶の引揚における日本人の役務をフィリピン政府の利用に供する用意があるので、

よつて、日本国政府及びフィリピン政府は、前記の役務を提供する条件を定めるため、次のとおり協定した。

第一条

日本国政府は、フィリピン政府に対し、この協定の規定に従つて、フィリピン領海にある沈没船舶の引揚のため日本人の役務（必要な作業設備及び需品を含む）を提供する。

第二条

フィリピン政府は、引揚作業の実施に当り現地で容易に利用することができる便宜の供与及び現地で入手することができる普通の作業用小需品の調達について、フィリピンの法律が許す限度において、日本国政府に協力するものとする。

フィリピン政府は、引揚作業に従事する日本国民の生命及び財産を保護するため適切を措

日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶引揚に
関する中間賠償協定

昭和二十八年三月十二日 マニラで署名
同 年七月二十九日 国会承認
同 年同月三十一日 内閣承認
同 年十月二十九日 マニラで承認を通知する公文交換
同 年同月 同日 効力発生
同 年同月 同日 公布

日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶引揚に関する中間賠償協定をここに公布する。

御名 御璽

昭和二十八年十月二十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

条約第三十号

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

RB'-0576

0046

条約集

第三十二集
第二十四卷

(1168)

外務省条約局

昭和二十九年六月編集

日本国とフィリピン共和国との間の沈没船舶
引揚に関する中間賠償協定

昭和二十八年三月十二日にマニラで署名
昭和二十八年十月二十九日に効力発生
(出所：署名本書)

RB'-0576

0047

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

ない。ことにインドネシアもフィリピンも、単なる役務では満足しないということを、桑港条約調印の際にすでに留意しておるのであります。その意味で、そのよりの狭義の解釈のみでは賠償交渉は進捗しないということが明らかになつたわけであります。そこで、日本側として、それではもう少し広い解釈をするかどうかという問題に直面したわけでありますが、サンフランシスコ条約自体の解釈から見ましても、必ずしも役務ということだけに限るべきであるかどうか。なるほど役務とは書いてありますが、同時に、外貨負担が重くならないように、原料は先方が持つてくるというように書いてあります。原料を持つてくると申しましたが、それは外貨負担を加重しないようにということになつております。その点から考えれば、外貨負担に直接影響ないようなものであるならば、原料を日本が持つてもいいのではないかと、若干サンフランシスコ条約十四条の解釈を広くいたしました。外貨負担を加重しない限度においては原料を持つてもいいのではないかと、そして生産物を賠償として渡してもいい

ではないかという解釈を、その後日本政府としてはとるに至つたのであります。したがつて、その後に行なつたビルマ条約、また今回の賠償協定も、決してサンフランシスコ条約の趣旨自体に反してゐるとは考えていないのであります。サンフランシスコ条約十四条の趣旨に従つてある程度十四条の役務を広義に解釈いたしました。資本財も出してよろしいという結論になつたのであります。これは何年前でありましたか、国会におきまして、当時の吉田首相が鈴木社会党の委員長の御質問に対して、今後の東南アジアとの経済提携を促進するためには、狭義の解釈によらず、むしろ広義の解釈をとつて賠償交渉を促進したいということを答へられたことがあつたのであります。そのとき以来、政府の一貫した方針として、生産物を含めてもよろしいという解釈になつておるのであります。したがつて、今後インドネシア等と賠償取りきめをいたします際には、やはり同様の原則に立つて交渉が行われるものと考へます。

(31・5・34 衆外)

み上げるといふことは、とりてい不可能のこととございます。また
そういうとうてい不可能なことを平和条約が予想したとも考えられ
ないのでございます。そこで、今度の協定によりましていきます賠
償は、結局は機械でございますとか、プラントの部品でございます
とか、そういう生産財——完成品ではございませんけれども、純粋な
る軽工業品のようなものはむしろ賠償ではないかないのであります。
したがって製品賠償というよりもやはりもつと基本的なキャピタル
グッズがいくわけでありませう。それから日本の外貨に負担をかけな
いという点については、ちやんと留保の規定がございませう。かれこ
れ勘案いたしますと、平和条約第十四条の趣旨に沿つて両国とも行
動しておるといふことは明らかなことであると存するのでございま
す。(31・5・23衆外)

○松本(七)委員

この協定と同時に、桑港平和条約をフィリピンは批准するわけ
ですが、その場合に、第三条に掲げる賠償の対象物ですね、これがサ
ンフランシスコ平和条約第十四条と矛盾しないかどうか。ビルマ賠
償も主として資本財であつたわけですが、将来インドネシアなどと
の賠償においても、サンフランシスコ平和条約第十四条の規定及びそ
の精神は、事実上守られなくなつたものとわれわれは解釈しますが、
政府の解釈はどうなのでしょう。

○中川(融)政府委員

この点は前からの問題点であつたわけでありませうが、なるほどサ
ンフランシスコ条約を正確に解すれば、あるいは純粹の役務だけに
限るべきであるという論も出てくるわけでありまして、日本政府が
当初三、四年前にフィリピン、インドネシア等と交渉を始めた際は、
もつぱらその狭義の解釈によりまして、役務だけということでは進ん
だのであります。ところが、この交渉がどうしてもそれでは進行し

(二) 日比賠償協定第一条

○並木委員

それからもう一つ議論になるのは、平和条約第十四条の(四)で、賠償は日本人の役務というふうになつておるにかかわらず、このたびは資本財たる生産物を多量に提供するようになつたという点でございますが、これは実質的の論議はもう尽きております。ただ形式的にちよつとお尋ねしておきたいのは、あの平和条約にはなるほどそう書いてはあつたけれども、フィリピンは調印をしただけでまだ批准はしてなかつたのです。そうだとすると、形式的にいつて、平和条約をたてにいつて、日本人として日本人の役務で賠償をするようになつておるのだという根拠が出てくるかどうかの問題なのです。調印してあつたから、十四条に基いて日本人の役務でいくべきだという主張ができるようにも思われますし、また批准をしておらないのであるから、サンフランシスコ条約を型通りたてにとることはできないのだという議論も成り立つわけでありまして、これは条約の国際間の問題であります。正式にいいますとどういふことになる

でしようか、確かめておきたいと思ひます。

○下田政府委員

サンフランシスコ平和条約の第十四条に御指摘のよりの規定がございますが、これはきわめて抽象的な規定でございます。あの規定に基いて個々の国と具体的に賠償協定を結ぶということになります。国によつてそれぞれの差異が起り得ることも桑港条約締結の当時から予想されたわけでありまして、そこで、今回の賠償協定の前文にもございますように、サンフランシスコ平和条約の規定の趣旨に従つて行動し、ということを書いておりますのでございます。日本側も先方も趣旨に従つて行動しておることは確かなのであります。そこで、平和条約の規定の趣旨は、この敗戦後の経済困難な日本に對しまして、重い負担、つまり外貨の負担をかけないというところが実は一番大きな点でございます。役務——純粹な役務のみに限ると必ずしも解する必要はないかと思ひます。純粹の役務と申しますと、フィリピンの麻を日本で加工して製品にしてまた出す、そういうような純粹な役務だけでなかなかな何億という役務を積

はしないのでありまして、日本に外貨負担を課さないということ
がまた書いてあるのであります。その思想からいいますれば、原
料のうち外貨を伴うもののみを求償国の方で持つて来るとい
うことかとも考えられるのでありますが、要するに役務賠償とい
う考
え方、さらに生産物を提供する際に、どの程度の負担を有償国が
しなければならぬという点が、その後におきます具体的左求償
国との折衝において一番問題になつた点でございます。フィリ
ピン、インドネシア、ビルマ等の求償国としては、日本から賠償を
もらう際に単に純粹の役務に限つて、たとえば機械をほしいとい
う場合に、その原料を自分の方から調達して持つて行かなければ
困るといふことでは、これは非常に自分たちの負担が多くなつて
は致すはだ困る。先方から見れば賠償としての利益があまりない
といふことが非常な苦情の種であつたわけでありまして。従つてサ
ンフランシスコ条約の解釈といたしましても、はたしてどの程度
の原料を求償国から要求して来るかという点につきましても、日
本側の解釈としてもいろいろな議論があつたわけでありまして、

ビルマは御承知のようにサンフランシスコ条約の調印国でござい
ません。従つてサンフランシスコ条約に拘束される必要はないわ
けでありまして、ビルマとの賠償協定を円満に妥結するためには、
少くとも生産物、これは日本の生産物に限るわけでありまして、
生産物はやはり役務とともに提供し得るといふことにしなければ、
話がとつてい受給し得ないといふ状況であつたわけでありまして、
日本としてもそれほどサンフランシスコ条約の原則から離れるわ
けでもございませんで、従つてこの点は新しくビルマとの間に
おきましては日本の生産物をも提供し得るといふように考えをき
めたわけでございます。これによつて日本の経済に非常な障害が
来るかといふことになりまして、ただいま提案いたしております
十年間に二億ドル程度のもをビルマに出す場合におきましては、
決して日本の経済、財政力を非常に圧迫して害を与えるといふよ
うなことはないといふふうに、われわれ政府としては考えておる
次第でございます。

(29・12・16 衆外)

RB'-0576

0051

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

4 未開印国に対する賠償

○塚田十一郎(衆・自) この条約の未開印国に対する賠償問題の解決はどうか。

○西村熊雄 この条約に關印しなかつた国との賠償問題は、結局第二十六条によりまして、こゝういふ連合国と日本との間に、この平和条約と同一の、又は実質的に同一の平和条約ができましたときに、解決されるべきものであります。したがつて第二十六条の規定によりますと、第十四条の(ハ)の原則に従つて解決されるということになると思ひます。(10・19 衆)

(参考)

「生産物賠償」に關する国会審議要旨抜粋

(一)日緬平和条約第五条(ロ)(イ)

○並本委員 今度の賠償について日本の経済自立を阻害しないようにというよりな趣旨があげられてある点では、これはなるほどサンフランシスコ平和条約と同じでございます。しかし、役務賠償をもつて建前とするサンフランシスコ条約とは違つて、今度は役務賠償のほか生産物賠償という新たな項目が加わつております。これは一体日本にとつて負担が加重されるのであるかどうか、またどういふわけで役務賠償だけに限られたものに生産物というものもが今度追加されたのであるか、お伺いします。

○中川説明員 サンフランシスコ条約におきましては、お説の通り役務賠償ということが原則になつておりました、もしも生産物を賠償として供与する際には、原料は先方が持つて来るといふやうな規定になつております。しかしその規定も必ずしもはつきり

(a) 項の規定により過大な役務賠償の要求をなされる懼れは生じないか

○曾禰益（参・社）この条約の案文をそのままに残して置くことは、かえつて日本がその能力において支払うことができるような賠償すらも困難ならしめ、さらに東南アジアとの政治的、経済的の連繫にかえつて累を及ぼすようなあいまいな字句になつておりませんか。

○草葉隆円 一応この条文を見ますと、お話のように、あるいは将来に、あるいはその限界がどうも不明瞭ではないかというよりな御意見も首肯し得る点もあるかと存じます。しかし従来からの、賠償の過程を考えて参りますと、日本に金銭賠償の能力がない。又物品賠償の能力もない。日本で賠償の範囲において現実にあり得るものは役務賠償である。しかしこの役務賠償をいらすにつきましても、決して国庫の負担がないというものじやなしに、これはまあ相当な負担を場合によりましては考えにやならんと存じますから、これはいろいろ条件を付けて存立可能な状態

においての賠償ということになつてくると思います。お話のように、なお、国民感情として、フィリピン等では現金賠償とかいうのが強く叫ばれておるようでございますが、幸に連合国は、この十四条の規定を日本の現状であるという認識の下に署名をいたしてくれましたので、フィリピンといえども、だんだん話をいたしましてこの点を了承していただけるものだと考えております。また了承していただけるように十分懇談を進めて行かねばならぬと在ります。又この十四条の条項は、これは先般も大蔵大臣のお話にありましたように、忠実に守つて、そうして善隣の誼を強くして来なければならぬというのには、これはまあ当然でございますが、と言つても、この金銭賠償は日本がその能力がないということを連合国も承認してくれておりますので、役務賠償の範囲において忠実に話し合いを進めて行く以外には日本はとり得る途がない。したがつてこういふ方針をもつて進めてまいりたいと考えております。（11・21参）

(参考)

「役務賠償」(桑港平和条約第十四条(2)1)に関する
国会審議要旨抜粋

1 役務賠償以外の賠償請求権も条約上可能であるとのフィリピン代表の主張に対する見解

○曾福益(参・社) フィリピン代表が(4)項に書いておられるような何らかの役務賠償以外の、而も2に該当しないような金銭賠償、現物賠償なんかを要求する権利が、この条約によつてまだあるやに主張しておると聞いあるのでありますが、その事実があるかないか。またそれに対して日本政府はどういうふうに考えておられるか。これを伺いたいと思います。

○政府委員(草葉隆円) 正式にはこのようなことはまだ聞いておりません。この条約文から申上げますと、(4)にありますように、日本が存立可能な経済を維持するための、役務賠償というのを1に掲げております。したがつてこの条約からは金銭賠償というものは考えられておらないのであります。具体的に申上げますと、

第一次歐洲戦争のドイツは金銭賠償である。又イタリヤの場合にはむしろ物品賠償でございましたが、日本には金銭も物品も独立可能な経済を維持するためには困難であるから、日本でやり得るものはいわゆる役務賠償である。したがつて条約からは役務賠償に限られておるものだとして解釈しております。(11・12巻)

2 役務賠償の程度

○菊池義郎(衆・自) 十四条の(2)の1はきわめてあまいな文意であります。もし先方が希望しないならば、役務以外の方法によつて先方の請求通りに縛られなければならぬというように解釈されるのであります。これについてどういふ御見解を持つておられますか。

○西村熊雄 御指摘の役務は、原文にあります通り生産、沈船引揚げその他の作業における役務でございまして、役務賠償以外の賠償方式は、十四条の(2)の1は予見いたしてないのでございませぬ。(10・22巻)

領域が日本国軍隊によつて占領され、且つ、日本国によつて損害を与えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚その他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することによつて、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するため、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。その取極は、他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。また、原材料からの

を行い、かつ同時に、日本国等の他の債務を履行するためには充分でないことが承認される。

よつて、
(a)(i) 日本国は、別に合意される細目規定に従うことを条件として、年平均二千万アメリカ合衆国ドルに等しい七十二億円の評価を有する日本人の役務及び日本国の生産物を、十年間、賠償としてビルマ連邦に供することと同意する。

よつて、
(a) 日本国は、別に合意される細目規定に従つて総額二億二千三百八万アメリカ合衆国ドルに等しい八百三億八百八十万円（八〇、三〇八、八〇〇、〇〇〇円）の評価を有する日本国の生産物及び日本人の役務を、十二年の期間内に、賠償としてインドネシア共和国に供与することに同意する。この生産物及び役務の供与は、最初の十一年の期間において、二千万アメリカ合衆国ドル（二〇、〇〇〇、

製造が必要とされる場合には、外国為替上の負担を日本国に課さないために、原材料は、当該連合国が供給しなければならない。

〇〇〇ドル）に等しい七十二億円（七、二〇〇、〇〇〇、〇〇〇円）の年平均額により行い、未供与分を第十二年目に供与するものとする。

Tokyo, February 4, 1958

Joint Communiqué

In pursuance of paragraph 6 of the Joint Communiqué issued in Tokyo by Prime Minister Kishi and Prime Minister Nehru on the 13th of October, 1957, the Representatives of the Governments of Japan and of India have discussed the details of Japan's cooperation with India, for the successful implementation of India's Second Five Year Plan, by way of yen credit to finance the supply of capital goods from Japan. As a result of these discussions, an understanding has been reached today to the effect that an amount of eighteen billion yen will be made available as a special measure within a period of three years through the Export-Import Bank of Japan to enable the Indian Government or parties recommended by the Indian Government to make purchases from Japan. The loans given by the Bank against this line of credit will be used for the purchase of Japanese goods including railway equipment, hydro and thermal power generation, transmission and dam construction equipment, coal mining and processing equipment, ore mining and processing equipment

- 2 -

equipment, ships, port equipment, industrial machinery (inclusive of equipment for rayon, pulp, fertilizer, caustic soda plants, etc.), machine tools and such other items as may be agreed upon between the two Governments from time to time.

The loans given to Indian parties will be repaid within a period of ten years and the interest rate will be decided on the basis of the normal level of interest charged by the International Bank for Reconstruction and Development. Details of procedures to be followed by the Export-Import Bank of Japan in giving this line of loans to Indian parties recommended by the Indian Government have been discussed and agreed upon.

RB'-0576

0059

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Confidential

Tokyo, February 4, 1958.

Dear Mr. Lall,

With reference to the recent discussions between the representatives of the Government of Japan and of the Government of India concerning the Yen Credit facilities which were mentioned in paragraph 6 of the Joint Communique of October 13, 1957 issued by Mr. Nobusuke Kishi, Prime Minister of Japan and Shri Jawaharlal Nehru, Prime Minister of India, I write to record that a special line of credit amounting to a sum of eighteen billion (18,000,000,000) yen will be made available by the Export-Import Bank of Japan (hereinafter referred to as the Bank) to the Government of India or parties recommended by the Government of India for a period of three years from April 1, 1958 to March 31, 1961. The terms of the Joint Communique in this regard have been agreed upon, and the Communique is being separately issued.

2.

Mr. K. B. Lall
Joint Secretary to the Government
of India,
Leader, Indian Delegation,
TOKYO.

- 2 -

2. Loans will be given by the Bank from this line of credit in accordance with the following principles:

- (i) Loans will be given in Japanese yen and will be used exclusively in Japan for the purchase of Japanese goods.
- (ii) The amount to be made available during the first year will be five billion (5,000,000,000) yen. The amount to be made available in the second year will be determined by consultation between the two Governments before February 28, 1959.
Unspent balances, if any, will be carried forward to the following year, the amount for the third year being equal to the undrawn balance as on April 1, 1960.
- (iii) Interest rate will be decided in respect of each loan on the basis of the normal level of interest charged by the International Bank for Reconstruction and Development.
- (iv) Loans will be advanced for projects or commodities listed in the Annexure to this letter and for such other projects or commodities as might be agreed upon between the two Governments from time to time.

(v)

(v) The loans advanced for projects or commodities listed in the Annexure to this letter will be repaid during the period of ten years, the repayment commencing after the expiry of three years and being completed over the succeeding seven years.

The terms and conditions of repayment of the loans that may be advanced for projects or commodities other than those listed in the Annexure to this letter will be agreed upon from time to time between the Government of India and the Bank.

(vi) Repayment of principal and payment of interest will be made in Japanese Yen in accordance with the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law of 1949 as amended and the ordinances and regulations thereunder, such yen being acquired through the sale to authorized Foreign Exchange Banks in Japan of Sterling or such other currencies as may be designated from time to time as "scheduled currencies".

(vii) Repayment of principal and payment of interest will be guaranteed by the Government of India itself or jointly with the State Trading Corporation in India.

The

The Government of India undertakes to allocate to loanees the foreign exchange required for the purpose of the above mentioned payments.

(viii) Loans will be given by the Bank on scrutiny of individual applications made by loanees recommended by the Government of India.

(ix) The two Governments will consult each other in respect of any matter that may arise from or in connection with the arrangements mentioned above.

3. Details of the manner in which the principles set out in the preceding paragraph will be applied by the Bank have, it is understood, been separately discussed and agreed upon between the representatives of the Government of India and of the Bank.

Yours sincerely,

(N. Ushiba)
Director,
Economic Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

Annexure

- I. Railways: (up to the total amount of three billion yen)
- a) Locomotives.
 - b) Coaches.
 - c) Signalling equipment and sub-station equipment.
- II. Power:
- a) Equipment for hydro electric power stations.
 - b) Equipment for thermal generating stations.
 - c) Transformation and transmission equipment.
 - c) Equipment for dam construction.
- III. Coal and ore:
- a) Coal mining and processing equipment.
 - b) Ore mining and processing equipment.
- IV. Ships: (up to the total amount of three billion yen)
- a) Cargo vessels.
 - b) Oil tankers.
- V. Port equipment.
- VI. Industrial machinery including plants for the manufacture of chemical fibers, wood and bamboo pulp, fertilizer and heavy

- 2 -

heavy chemicals such as caustic soda and soda ash.

VII. Machine tools.

- Note:
- a) Credit will also be extended to accessories and integral parts of the equipment exported from Japan to India.
 - b) Contracts may be made separately for different items falling within the scope of such of the above mentioned equipments as are purchased from Japan.

RB'-0576

0062

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

Confidential

EMBASSY OF INDIA IN JAPAN
TOKYO

Tokyo, February 4, 1958.

K. B. Lall, I.C.S.

Joint Secretary
to the Government of India.

Dear Mr. Ushiba,

I wish to acknowledge the receipt of your letter of today's date, together with its Annexure, which reads as follows:-

"With reference to the recent discussions between the representatives of the Government of Japan and of the Government of India concerning the Yen Credit facilities which were mentioned in paragraph 6 of the Joint Communique of October 13, 1957 issued by Mr. Nobusuke Kishi, Prime Minister of Japan and Shri Jawaharlal Nehru, Prime Minister of India, I write to record that a special line of credit amounting to a sum of eighteen billion (18,000,000,000) yen will be made available by the Export-Import Bank of Japan (hereinafter referred to as the Bank) to the Government of

India

Mr. U. Ushiba,
Director,
Economic Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

India or parties recommended by the Government of India for a period of three years from April 1, 1958 to March 31, 1961. The terms of the Joint Communique in this regard have been agreed upon, and the Communique is being separately issued.

2. Loans will be given by the Bank from this line of credit in accordance with the following principles:

(i) Loans will be given in Japanese yen and will be used exclusively in Japan for the purchase of Japanese goods.

(ii) The amount to be made available during the first year will be five billion (5,000,000,000) yen. The amount to be made available in the second year will be determined by consultation between the two Governments before February 28, 1959.

Unspent balances, if any, will be carried forward to the following year, the amount for the third year being equal to the undrawn balance as on April 1, 1960.

(iii) Interest rate will be decided in respect of each loan on the basis of the normal level of interest charged by the International Bank for Reconstruction and Development.

(iv)

RB'-0576

0063

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

(iv) Loans will be advanced for projects or commodities listed in the Annexure to this letter and for such other projects or commodities as might be agreed upon between the two Governments from time to time.

(v) The loans advanced for projects or commodities listed in the Annexure to this letter will be repaid during the period of ten years, the repayment commencing after the expiry of three years and being completed over the succeeding seven years.

The terms and conditions of repayment of the loans that may be advanced for projects or commodities other than those listed in the Annexure to this letter will be agreed upon from time to time between the Government of India and the Bank.

(vi) Repayment of principal and payment of interest will be made in Japanese Yen in accordance with the Foreign Exchange and Foreign Trade Control Law of 1949 as amended and the ordinances and regulations thereunder, such yen being acquired through the sale to authorized Foreign Exchange Banks in Japan of Sterling or such other currencies as may be designated from time to time as "scheduled currencies".

(vii)

(vii) Repayment of principal and payment of interest will be guaranteed by the Government of India itself or jointly with the State Trading Corporation in India. The Government of India undertakes to allocate to loanees the foreign exchange required for the purpose of the above mentioned payments.

(viii) Loans will be given by the Bank on scrutiny of individual applications made by loanees recommended by the Government of India.

(ix) The two Governments will consult each other in respect of any matter that may arise from or in connection with the arrangements mentioned above.

3. Details of the manner in which the principles set out in the preceding paragraph will be applied by the Bank have, it is understood, been separately discussed and agreed upon between the representatives of the Government of India and of the Bank."

I confirm that the foregoing correctly sets out the board framework for the implementation of the agreement between the two Prime Ministers on Japan's cooperation with India by way of Yen

Credit

Credit as contained in the concluding portion of paragraph 6
of the Joint Communique of October 13, 1957.

Yours sincerely,

(K. B. Lal)

Leader, Indian Delegation.

Annexure

I. Railways: (up to the total amount of three billion yen)

- a) Locomotives.
- b) Coaches.
- c) Signalling equipment and sub-station equipment.

II. Power:

- a) Equipment for hydro electric power stations.
- b) Equipment for thermal generating stations.
- c) Transformation and transmission equipment.
- d) Equipment for dam construction.

III. Coal and ore:

- a) Coal mining and processing equipment.
- b) Ore mining and processing equipment.

IV. Ships: (up to the total amount of three billion yen)

- a) Cargo vessels.
- b) Oil tankers.

V. Port equipment.

VI. Industrial machinery including plants for the manufacture
of chemical fibers, wood and bamboo pulp, fertilizer and
heavy chemicals such as caustic soda and soda ash.

VII.

RB'-0576

0065

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

VII. Machine tools.

- Note: a) Credit will also be extended to accessories and integral parts of the equipment exported from Japan to India.
- b) Contracts may be made separately for different items falling within the scope of such of the above mentioned equipments as are purchased from Japan.

120

Confidential

Tokyo, February 4, 1958

Dear Mr. Lall,

With reference to paragraph 2 (v) of my letter of February 4, 1958, concerning Yen credit for India, I should like to state that although the said paragraph provides for negotiations between your Government and the Export-Import Bank of Japan regarding terms and conditions of loans in respect of other commodities than those listed in the Annexure to my letter, the Japanese Government's present policy is that, so far as certain items are concerned, the terms and conditions that will be acceptable to the Japanese Government are set out in the Schedule appended to this letter.

Yours sincerely

(N. Ushiba)
Director, Economic Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

Mr. K. B. Lall,
Joint Secretary to the Government
of India,
Leader, Indian Delegation,
TOKYO.

RB'-0576

0066

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター
Japan Center for Asian Historical Records
National Archives of Japan

Item	Schedule		
	Standard for terms of grace (year)	Standard for term of deferred payment (year)	Total (year)
Ships (in excess of three billion yen ceiling as provided for in the Annexure to my letter dated February 4, 1958)			
Locomotives			
Rolling stock (exclusive of parts) (in excess of three billion yen ceiling as provided for in the Annexure to my letter dated February 4, 1958)	3	4	7
Rails			
Pipes for exclusive use in Industrial Plants	2	3	5

Confidential
K.B. Lall, I.C.S.

Joint Secretary
to the Government of India,
c/o the Embassy of India.
Tokyo, February 4, 1958

Dear Mr. Ushiba,

I write to acknowledge receipt of your letter dated February 4, 1958, concerning Yen credit for India which reads as follows:

"With reference to paragraph 2(v) of my letter of February 4, 1958, concerning Yen credit for India, I should like to state that although the said paragraph provides for negotiation between your Government and the Export-Import Bank of Japan regarding terms and conditions of loans in respect of other commodities than those listed in the Annexure to my letter, the Japanese Government's present policy is that, so far as certain items are concerned, the terms and conditions that will be acceptable to the Japanese Government are set out in the Schedule appended to this letter."

The Schedule appended to the letter reproduced above is hereto attached.

Yours sincerely,

(K. B. Lall)
Leader, Indian Delegation.

Mr. N. Ushiba,
Director,
Economic Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

RB'-0576

0057

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan
 国立公文書館 アジア歴史資料センター
 Japan Center for Asian Historical Records
 National Archives of Japan

Confidential
K.B. Lall, I.C.S.

Joint Secretary
to the Government of India,
c/o the Embassy of India.

Tokyo, February 4, 1958

Dear Mr. Ushiba,

With reference to paragraph 2(ii) of your letter dated February 4, 1958, I write to state for the information of your Government that the amount required from the special line of credit in the Second Year will be substantially larger than the amount provided for in the First Year. I shall be grateful if you will kindly acknowledge receipt of this letter.

Yours sincerely,

(K. B. Lall)
Leader, Indian Delegation.

Mr. N. Ushiba,
Director,
Economic Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

Schedule

<u>Item</u>	<u>Standard for term of grace (year)</u>	<u>Standard for term of deferred payment (year)</u>	<u>Total (year)</u>
Ships (In excess of three billion yen ceiling as provided for in the Annexure to my letter dated February, 4, 1958)			
Locomotives Rolling stock (exclusive of parts) (in excess of three billion yen ceiling as provided for in the Annexure to my letter dated February 4, 1958)	3	4	7
Rails Pipes for exclusive use in Industrial Plants	2	3	5

Confidential

Tokyo, February 4, 1958

Dear Mr. Lall,

I write to acknowledge the receipt of your letter of February 4, 1958, concerning the amount required from the special line of credit in the Second Year and I take note of the contents of your letter.

Yours sincerely,

(N. Ushiba)
Director, Economic Affairs Bureau,
Ministry of Foreign Affairs.

Mr. K. B. Lall,
Joint Secretary to the Government
of India,
Leader, Indian Delegation,
TOKYO.

RB'-0576

0059

7

外務省経済局長 / 牛場信彦殿

昭和三十三年二月四日

インド政府商工省次官補
ケ
ラ

敬具

本官は、前記が昭和三十三年十月十三日の共同声明の第六項末文に含まれている円クレジットによる日本国のインドに対する協力に関する両首相間の合意を実現するための大綱を正確に述べ

ていることを確認いたします。
本官は、本日付の貴官の次の書簡とその附表を受領したことを
確認いたします。

拝復

(インド側返簡案訳文)

「往簡のとおり」

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

附表

- 一 鉄道（総額三十億円を限度とする。）
 - (a) 機関車
 - (b) 客車
 - (c) 信号設備及び変電支所設備
- 二 動力
 - (a) 水力発電所設備
 - (b) 火力発電所設備
 - (c) 変圧及び送電設備
 - (d) ダム建設設備
- 三 石炭及び鉍石
 - (a) 石炭採掘設備及び処理設備
 - (b) 鉍石採掘設備及び処理設備
- 四 船舶（総額三十億円を限度とする。）

- (a) 貨物船
- (b) 油送船

五 港湾施設

六 産業機械（化学繊維、木材及び竹パルプ、肥料並びに苛性ソーダ及びソーダ灰等の農工業薬品の製造のためのプラントを含む。）

七 工作機械

（注）

- (a) クレディットは、日本国からインドへ輸出される設備の不可分の部品及び附属品に対しても与えられる。
- (b) 貸付契約は、前記の設備で日本国から購入されるものの範囲に含まれる種類の品目についても個別に締結される。

の後開始され、それに続く七年の間に完了される。
この書簡の附表に掲げられていない計画又は商品に対して供
与されることのある貸付の償還条件は、銀行とインド政府との
間で随時合意される。
6 元本の償還及び利子の支払は、改正後の昭和二十四年の外国
為替及び外国貿易管理法並びにこれに基づく命令及び規則に従つ
て円貨で行われる。この円貨は、ポンド貨、又は「指定通貨」
として随時指定されるその他の通貨を日本国における外国為替
公認銀行に対し売却して取得されるものとする。
7 元本の償還及び利子の支払は、インド政府自体が保証を行
う。又はインド政府がインド国家貿易公団と連帯して保証を行
う。
インド政府は、前記の支払のために必要な外国為替を借入者
に対して割り当てることを約束する。

8 貸付は、インド政府が推薦する借入者の個々の申請を銀行が
審査した上で行われる。
9 両政府は、前記の措置から生ずるか、又はこれに関連して生
ずるいかなる事項に関しても相互に協議する。
銀行が前項に述べられた原則を適用するための態様の詳細は、
インド政府の代表者と銀行の代表者との間で別途討議され、合意
されるものと了解します。

昭和三十三年二月四日

敬 具

外務省経済局長 牛 場 信 彦

インド政府商工省次官補

ケー・ビー・ピール殿

極秘

(日本側往簡案訳文)
拜啓

本官は、昭和三十三年十月十三日付の岸信介日本国総理大臣及び
ビジャワハルラル・ネールインド総理大臣が発表した共同声明の
第六項において言及されている円クレジットに關し日本国政府
の代表者とインド政府の代表者との間で行われた最近の討議にか
んがみ、日本輸出入銀行(以下銀行という。)が、特別の信用供
与限度額として総額百八十億円の資金を昭和三十三年四月一日か
ら昭和三十六年三月三十一日までの三年間にインド政府又はイン
ド政府の推薦する者の使用に供するであろうということを記録し
ます。本件に關して共同声明の文言が合意され、別途発表される
予定であります。

銀行は、このクレジットの方針に基き貸付を次の原則に従つて
行います。
限額新カ
貸付あり

- 1 貸付は、円貨で行われ、日本国の物資だけの買付のためもつ
ばら日本国において使用される。
- 2 第一年度に使用に供される金額は、五十億円とし、第二年度
に使用に供される金額は、昭和三十四年二月二十八日より以前
に両政府間の協議によつて決定される。
未使用残高があるときは、これは次年度に繰り越し、第三年
度の金額は、昭和三十五年四月一日現在の未引出残高とする。
- 3 利率は、個々の貸付ごとに、国際復興開発銀行が課する利子
の通常の水準に基いて決定される。
- 4 貸付は、この書簡の附表に掲げられた計画又は商品に対して、
及び両政府の間で随時合意されることのあるその他の計画又は
商品に対して供与される。
- 5 この書簡の附表に掲げられた計画又は商品に対して供与され
る貸付は、十年の期間の間に償還される。償還は、三年の繰越

日印円借款成立に関する共同声明

外務省情報文化局
昭和三十三年二月三日

公表禁止
なるもいか
なるもいか
方法で
分まで
1.0日30時
注意

昭和三十三年十月十三日岸・ネール両首相が東京において発表した共同声明の第六項にしたがい、日本国およびインドの両国政府代表は、インドの第二次五カ年計画が成功裡に実現されるよう日本からの資本財輸出を融資するための円クレジットによる日本の対印協力につき、細目を討議した。この討議の結果インド政府またはインド政府の推薦するものが日本からの物資の購入が可能となるよう日本輸出入銀行が三カ年間に総額一八〇億円を特別な措置として融資することに了解が成立した。同行がこの借款により貸付ける資金は日本からの鉄道施設、水力および火力発電設備、送電およびダム建設施設、探炭、撰炭設備、鉱石採掘および撰鉱設備、船舶、港湾施設、産業機械（レイヨン、バルブ、肥料、苛性ソーダ工場等を含む）、工作機械

その他両国政府間で、合意される品目の購入に使用される。
本借款の貸付金は十年以内に償還され、その利率は国際復興開発銀行の通常利率を基準として決定される。
なお本借款をインド政府により推薦されるものに対し供与する際とられるべき日本輸出入銀行の細目手続も討議され、合意をみた。

RB'-0576

0073

両国総理大臣は、現在日印両国間において交渉中の通商協定ができる限り速かに締結されること、及びその他の懸案の解決が促進されることを希望する旨表明した。また、両国総理大臣は、日印両国間の経済協力促進に関し、たとえばインドより日本への鉄鉱石の安定した供給についての長期的取極め、インドの日本からの資本財輸入に対する金融等更に多くの分野があることを認めるとともに、これらについて両国政府の専門家レベルで協議させることに同意した。日本国総理大臣は、インドにおける中小工業の発展に寄与する目的をもつて、インドに技術研修センターを設置することについて日本国が援助することを申し出た。インド総理大臣は、右申し出でを歓迎し、提案の詳細について、できるだけ速かに両国政府間において協議することに意見の一致をみた。

六 岸総理大臣は、インドの第二次五カ年計画が首尾よく遂行される事を衷心より希望する旨を表明した。この五カ年計画の遂行に関連して、両国総理大臣は、日本からの資本財の供給を金融する円クレデットにより、日本がインドに協力することについて、原則的に意見の一致をみた。

七 両国総理大臣は、最近日印間に締結された文化協定に基いて、両国間の文化関係を促進し、更に強化するため、あらゆる可能な手段をとる決意を表明した。両国総理大臣は、特に、教授および学生の交換、科学者、芸術家、その他それぞれの国の著名文化人の相互訪問の奨励、ならびに映画フィルムとの交換の可能性について協議した。

岸総理大臣は、インド総理大臣に対し、経済開発及び文化の理解に参考書として役立つような科学及び技術、経済及び文化問題に関する多数の書籍、その他の出版物を寄贈したい旨を申し出た。ネルー総理大臣は喜んでこの贈物を受ける旨を申し述べた。

八 インド総理大臣は、日本で受けた熱誠な歓迎に対し、衷心から深甚な感謝の意を表明した。両国総理大臣は、一般の岸総理大臣のデリー訪問に引き続く今回の訪問及びすでに確立された個人的接触及び今般行われた有益なる意見の交換が、日印両国間の協力並びに理解の増進に大いに寄与するであろうことを確信している。

和と繁栄にも寄与すべき両国間の理解と協力とをさらに増大したいとの希望を再確認した。

三、最近日本国が国際連合安全保障理事会の非常任理事国に当選したことにつき、岸総理大臣はこれにより日本国が新たな重い責任を負うことになつたと述べ、日本国が非常任理事国としての資格において絶えず世界平和及び国際連合憲章の原則と目的の實現のため努力する決意を表明した。ネルー総理大臣は、これに満足の意を表するとともに祝意を表明した。

四、両国総理大臣は、核兵器及び軍縮問題を討議した。両国総理大臣は、兵器の貯蔵、とくに大國による大量破壊兵器の貯蔵は、世界平和に重大な危険を招くものと確信している。最近の大國圏外ミサイルの発明は、性質及び程度がいまだ測り知られない危険を包蔵している。包括的且つ全般的軍縮が緊要不可欠であり、世界の人々が恐怖からの自由の中に生活し、現代の科学及び技術が与える豊かな生活を樂しもうとするならば、核兵器その他の大量破壊兵器の生産及び使用の禁止は緊急且つ絶対的の必要事である。両国総理大臣は、主として大國間の理解及び相互

信頼の欠如のため軍縮に関する包括的協定を妨げている種々の困難を承知している。国際連合全体、特に大國は、この目的のため努力を継続し、さらに倍加する責務がある。

両国総理大臣は、過去二、三年間に、核実験の回数が非常に増加したが、核実験の停止は、核兵器の生産及び使用の禁止ならびにその他の分野における軍縮を可能ならしめる条件を生み出す第一段階となるものと考ええる。

両国総理大臣は、これに関連して、核兵器の実験停止および軍縮の實現について合意に到達するよう関係国に訴えた一九五五年四月のバンドンにおけるアジア・アフリカ会議の全会一致の声明を想起する。両国総理大臣は、関係国間の核実験の停止および軍縮に関する協定を實現させるため協力するようそれぞれがこれの国連代表部に訓令することを決定した。

五、両国総理大臣は、廻去教世紀にわたり無視されていたアジア諸國の経済開発は、アジアのみならず全世界の平和と安定のため必要不可欠のものであると考える。両国総理大臣は、日印間の通商貿易のみならず経済協力増進の方法について討議した。

日本、インド両国総理大臣共同コミュニケ

昭和三十三年十月十三日

東京において

一、岸日本国総理大臣の招請に応じ、ジャワハラル・ネルー・インド総理大臣は、一九五七年十月四日より十三日までの間、日本国を訪問した。ネルー総理大臣は天皇陛下に謁見し、また岸総理大臣と数回にわたり会談した。ネルー総理大臣はまた藤山外務大臣とも同様な会談を行った。

二、両国総理大臣は、本年五月ニューデリーにおいて行った友好的な話し合いを続けることを喜びとした。これらの会談は、日印両国に特に関係のある事項のみならず、広く国際問題、なかんづくアジアの諸問題にわたつたが、多くの点において意見の一致を見た。前回と同じく、今回の会談も隔意のない友好的な雰囲気の中に、また、相互の見解に対する友好的理解をもつて行われ、これは両国間の関係を特徴づけるものである。

三、両国総理大臣は、日印間には困難な問題は存在しないことを認め、両国の相互利益のためのみならず、アジア及び世界の平

RB'-0576

0076

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan